

第 15 号議案

志木市債権管理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の債権の管理に関し統一的な基準を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、もって健全な行政運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 240 条第 4 項第 3 号から第 8 号までに掲げる債権を除く。）をいう。
- (2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(法令との関係)

第 3 条 市の債権の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第 4 条 市長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則（以下「法令等」という。）の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第 5 条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備するものとする。

(情報の共有)

第6条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者に係る規則で定める情報を同一の市の機関（志木市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年志木市条例第24号）第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下この項において同じ。）及び議会内において利用し、他の市の機関及び議会に提供し、又は他の市の機関及び議会から収集することができる。

2 市長は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

3 市長は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（債権の放棄）

第7条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る延滞金等を放棄することができる。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の5の規定により徴収停止を行った場合において、一定の期間を経過した後においてもなお同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが困難又は不相当と認められるとき。

(4) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び他に優先して弁済を受ける債権の合計額を超えないと見込まれるとき。

(5) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用を超えないと見込まれるときその他これに類するとき。

(6) 非強制徴収債権の金額が少額であり、取立てに要する費用に満たないと見込まれるとき。

2 市長は、前項の規定により市長が非強制徴収債権を放棄したときは、これを年1回議会に報告するものとする。

(会議)

第8条 市長は、市の債権の管理を適正に行うため、市の債権の管理に関する会議を置く。

2 前項の会議に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月20日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

市の債権の管理の適正化を図り、もって健全な行政運営に資するための統一的な基準を定めたいので、地方自治法第14条第1項の規定により、この案を提出するものである。